

特定事業「国立劇場再整備等事業」の選定の一部変更

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条の規定により、令和 4 年 3 月 24 日付けで特定事業として選定した国立劇場再整備等事業について、事業内容を一部変更したため、同法第 11 条第 1 項の規定による客観的評価を次のように変更します。

令和 5 年 1 月 20 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 河村 潤子

1. 事業の概要に関する一部変更

1. 事業概要の一部変更

「また、国立劇場の維持管理・運営にあたっては、効果的・効率的に業務を推進するため、国立能楽堂における一部の維持管理・運営もあわせて実施するものである。」を「また、国立能楽堂における一部の運営もあわせて実施するものである。」に改める。

また、「なお、本事業のうち、国立能楽堂の維持管理・運營業務については、令和6年4月1日から開始し、国立劇場の維持管理・運營業務については、令和11年4月1日から開始するものとする。」を「なお、本事業のうち、国立能楽堂における一部の運營業務については、令和6年4月1日から開始し、国立劇場の維持管理・運營業務については、令和11年12月1日から開始するものとする。」に改める。

1- (3) 事業方式の一部変更

「国立能楽堂については、維持管理及び運営のみを行うO (Operate) 方式による。」を「国立能楽堂については、一部の運営のみを行うO (Operate) 方式による。」に改める。

1- (4) 事業期間の一部変更

「本事業の事業期間は、振興会と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和31年3月31日までの期間（約26年間）とする。その他のスケジュールは下記を予定する。

事業契約締結	: 令和5年2月頃
設計・建設期間	: 事業契約締結日～令和11年3月31日
既存施設等の解体	: 令和6年2月1日から
国立劇場の引渡し	: 令和11年3月31日
国立劇場における維持管理・運営期間	: 令和11年4月1日～令和31年3月31日
国立能楽堂における維持管理・運営期間	: 令和6年4月1日～令和31年3月31日

を変更し、

「本事業の事業期間は、振興会と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和31年3月31日までの期間（約25年間）とする。その他のスケジュールは下記を予定する。

事業契約締結	: 令和5年11月頃
設計・建設期間	: 事業契約締結日～令和11年11月30日
既存施設等の解体	: 令和6年7月1日から
国立劇場の引渡し	: 令和11年11月30日
国立劇場における維持管理・運営期間	: 令和11年12月1日～令和31年3月31日 (国立劇場に係る一部の運營業務は、令和6年4月1日から開始する。)
国立能楽堂における一部運営期間	: 令和6年4月1日～令和31年3月31日

に改める。

1－(8)－② 維持管理業務の一部変更

「国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日から、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日から令和31年3月31日まで行う。」を「国立劇場で行う業務については、令和11年12月1日から令和31年3月31日まで行う。」に改める。

- ア 定期点検等及び保守業務
- イ 舞台関係設備の定期点検等及び保守業務
- ウ 運転・監視及び日常点検・保守業務
- エ 清掃業務
- オ 作業環境測定業務
- カ 修繕業務
- キ 什器・備品調達業務

「※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く(詳細は業務要求水準書で規定。)」を削除し、業務内容の※印も削除する。

1－(8)－③ 運営業務の一部変更

「国立能楽堂で行う業務等は、令和6年4月1日から、国立劇場で行う業務については、令和11年4月1日から、令和31年3月31日まで行う。」を「国立能楽堂で行う一部の業務等は、令和6年4月1日から、国立劇場で行う業務については、令和11年12月1日から、令和31年3月31日まで行う(国立劇場に係る一部の運営業務は、令和6年4月1日から開始する。)」に改める。

- ア 警備業務
- イ 来場者サービス支援業務
- ウ チケット販売支援業務※
- エ 公演記録支援業務
- オ 普及発信施設の運営支援業務
- カ 冊子作製・配送等支援業務
- キ 振興会の事務支援業務
- ク 開業準備支援業務
- ケ 飲食・物販等サービス提供業務※

「※国立能楽堂で行う業務を示すが一部の業務を除く(詳細は業務要求水準書で規定。)」の業務内容の※印をチケット販売支援業務、飲食・物販等サービス提供業務に改める。

2. PFI事業として実施することの客観的評価に関する一部変更

2－(1) コスト算出による定量的評価の一部変更

「PFI事業で実施する場合は、振興会が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、3.10%のVFMが見込まれる結果となった。」を「PFI事業で実施する場合は、振興会が直接事業を実施する場合に比べて、現在価値換算後、2.35%のVFMが見込まれる結果となった。」に改める。

別紙 定量的評価の根拠

1. PSC と PFI - LCC と VFM の値の一部変更

下表の

④VFM(割合)の 3.10%を 2.35%に改める。

1. PSC とPFI-LCC とVFM の値		
項目	値	公表しない場合はその理由
①PSC(現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため。
②PFI-LCC(現在価値ベース)	(非公表)	
③VFM(金額)	(非公表)	
④VFM(割合)	2.35%	

2. VFM 検討の前提条件の一部変更

下表の

①割引率の 1.77%を 1.67%に改める。

2. VFM 検討の前提条件(※)		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①割引率	1.67%	・「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」を踏まえ、1.67%に設定した。
②物価上昇率	—	・事業費の算定には物価上昇率は加味しない。
③リスク調整値	0.04%	・事業者に移転した第三者賠償リスクについて、定量化は困難を伴うため、これに関して保険を付保した場合の保険料相当額を調整した。

※1. 前掲に加えて、税の還元等の調整として、振興会が支払う消費税（10%）のうち国税相当分（7.8%）及び事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。